

## “日本被団協 1994.12.23 緊急全国代表者会議” ～「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の成立をうけて～

「大きな荷物を抱えた」「終のすみ家にはしない」「援護法と呼ぶことに躊躇する」「運動面の評価がなされていない」「『国の責任』は『国家補償』を否定するため」「キャラバンで被爆者であること知られる。苦難乗り越えて言うべきか」「お前たちは自分たちのことばかり。一般戦災者のことは考えないのか」「国家補償は国民の支持、世論の力」「援護法の問題、原爆被害の充実が今後問題」「国の打ち破るには」「ほかの戦と」「この法案ができたた害についての認識が入はいかない」「被爆者を結核者をつくらない国家補償を合わせよう」とはなかなか



我々にとっていのち」「多くの護法という言葉が独り歩き」問題が入っていない」「福祉施設戦争責任認めさせる。厚い壁を災者と連帯した運動にしないために被爆者は孤立」「被爆の障っているか」「ここで引くわけに集できているか」「ふたたび被償」・「国家補償で国民全体の力かならない。「日本の戦争の責任を問う世論をどう起こすか」「国際法違反の原爆投下に対する損害賠償の放棄（位置づけ）」「戦後補償のしくみの突破口にする芽を援護法はもちうるか」

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成六年法律第百十七号）が制定されて24年。新法と呼ぶには早や四半世紀が過ぎ、「原子爆弾被爆者」に対する「援護」に関する「法律」は、すっかり「被爆者援護法」と称されるようになった。果たして、この法律は、被爆者運動が求め続けてきた援護法なのだろうか？この法律の制定当時に立ち返って、映像と資料でふりかえてみたい。なにがとも、所与の前提としないために。

[以上、案内チラシより]

2018年10月27日 濱谷正晴

プロローグ《被爆者運動の歴史を簡単にふりかえる》

- 1 「2016年度朝日賞特別賞贈呈式」より（映像 約11分 by 被団協 Press）
- 2 『日本被団協60年の歩み』（2018.3）より 項目 **34**（スライド参照）  
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定（1994.12）」

### 1994.12.23 緊急代表者会議が開かれた（日本青年館）

「援護に関する法律」の成立をうけて、そこでは、どんな議論が交わされたのか？

当日の映像（濱谷が録画・編集/スライド。マタテ-7 は Hi-8mm ビデオ）と資料で再構成する

\* 以下、Mは動画で、Sはパワーポイントのスライドで紹介

※なお、本概要版では、発言の内容、役員以外の発言者のお名前は割愛しました。

Part 1 冒頭のあいさつ 【映像】（11：37）

M 伊藤サカエ代表委員

伊東壮代表委員

M 石田忠一橋大学名誉教授（専門委員）

Part 2 基調報告 【映像】（1：25）&【資料】（\*代表者会議での討議を経た補訂版）

M+別紙1 齊藤義雄事務局長 「緊急全国都道府県代表者会議 基調報告」

M+別紙2 山本英典事務局次長 「被爆 50 周年に向けての全国キャラバン（行脚） （改定案）  
～核兵器ゼロ・国家補償の援護法実現をめざして」

参考別紙 「代表者会議アピール」

\*各報告の詳細は、配布資料を黙読

★以下、この学習会において、もっとも議論が集中した論点《国家補償》にしぼって紹介する

Part 3 報告に対する質問と応答 【映像】（4：52）&スライド（S）

M 2人の質問 と S 事務局長・代表委員による応答

Part 4 「国家補償」をめぐる討論 【映像】（35：40）+スライド（S）

M 1 1人の発言 + S 事務局長・代表委員も参加

〈ここで報告をいったん終え、感想・意見交換を〉

Part 5 その他の討論 スライド（S）で紹介

《差別にどう対応すべきか》

《被害の認識》

《特別葬祭給付金（第 33 条）と弔慰金》

《第 39 条（福祉施設）》

《署名用紙・行脚・要求事項》

《再構築》

## Part 6 エピローグ（結びに代えて） M&S

“問い”を見つける・知る・調べる

- ・『日本被団協 60 年の歩み』 項目 34 の前後をたどる
- ・新法制定前後の詳細な動きを追う ⇒「被団協」新聞のバックナンバー

### ・《1994 年法を、被爆者はどう受け止めたか？》（各会の）資料をさがす

例) 田川時彦さん（故人）の報告「死没者を犬死させたくない被爆者の要求」

（「ワークショップ原爆被害と国家補償」シンポジウム 1996. 12. 7）

渡辺三雄（故人）さんの手紙

《「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は「援護法」か》 1996. 11. 29

長崎被災協「施行 1 周年—いま、私は思う」

東友会「1977 年 被爆者援護のための要求調査 報告書」

鳥取県原爆被害者の会東部支部「被爆者援護のための要求調査 報告書」1998. 3. 28

継承する会でも、「日本被団協 被爆 50 年調査 自由記述回答」の分析を計画

⇒《学習懇談会 15》「彼らは何を訴えるのか—被爆 50 年原爆被害者調査（自由記述回答）の報告」（2020. 1. 18 根本雅也&一橋大学院授業「平和の思想」受講生） 実現

**補遺：** 今回の報告をきっかけに、この後、つぎのような展開がありました。

《日本被団協内で報告会を開く》

- ・日本被団協事務局会議 2018.12.6 にて、学習懇談会報告 11 を紹介
- ・日本被団協代表理事会 2019.4.9 で紹介（動画＋スライドの統合版）  
⇒「公開（被団協内）」承認（ただし、短縮して）
- ・日本被団協総会 2019.6.12-13 で、「ダイジェスト版（DVD 約 50 分）」を各都道府県の会に配布

《ダイジェスト版を使って以下のイベントで講演（濱谷）》

- ・長崎被災協「国家補償の援護法」学習会（2019.10.4）
- ・神奈川県原爆被災者の会結成 55 周年 記念講演（2020.1.19）  
“ふたたび被爆者をつくらない その希いをかなえる仕組みをもとめて  
～現行の「法律」は被爆者運動が求めてきた援護法なのか？～”
- ・あいち被爆者支援ネットワーク総会 記念講演（2020.9.27 リモートで）  
“つぐない ふたたび被爆者をつくらぬ仕組みをもとめて  
～被爆者運動の思想：日本被団協 1994.12.23 緊急全国代表者会議がしめすもの～”